

松戸市中心市街地にぎわい創出事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸駅周辺中心市街地及びその隣接する地域において、来街者の増加と継続的な来街の促進を図るとともに、まちなかへの回遊性を高めるため、市内の商業事業者等で組織する団体（以下「団体」という。）が、当該地域において連続的に実施するイベント等の集客事業に対し、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、当該集客事業の円滑な実施を促進し、もって松戸駅周辺中心市街地の更なる活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、松戸駅周辺中心市街地とは、松戸市松戸、本町、根本及び小根本のうち用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1号に規定する用途地域をいう。）が商業地域である区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
- (3) その他市長が適当と認める任意の商店街団体

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該補助対象事業に直接必要と認められる費用が750,000円を超えるものであって、

次の各号のいずれかに該当する集客事業とする。

- (1) 松戸駅周辺中心市街地を中心として、一定の期間に一定回数以上継続して実施し、その内容から、広域的に人を呼び込み、まちなかへの回遊性が高められると見込まれるイベント等の集客事業
- (2) 松戸駅周辺中心市街地を中心として、テーマに沿って広域的かつ連続的に実施し、その内容から、広域的に人を呼び込み、まちなかへの回遊性が高められると認められるイベント等の集客事業
- (3) 前2号に掲げる集客事業のほか、連続的に実施することによって広域的に人を呼び込み、まちなかへの回遊性が高められると市長が特に認めた集客事業

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、団体が行う補助対象事業に直接必要と認められる費用の3分の2を超えない範囲内において市長が必要と認める額とし、1団体当たり1,000,000円を限度とする。

- 2 前項の規定による補助金の交付は、一の補助対象者当たり1年度につき1回限りとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業の内容により市長が特に必要と認めるものについては、別に定める。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする団体は、松戸市中心市街地にぎわい創出事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を松戸市中心市街地にぎわい創出事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等)

第8条 第6条の規定による申請をした後において当該事業計画の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに松戸市中心市街地にぎわい創出事業変更・中止・廃止届(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体又は補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を受けることが不適切と認められる事実があったとき。
- (2) 補助金を受けるに当たって不正な行為があったとき。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた団体がその事業を完了したときは、速やかに松戸市中心市街地にぎわい創出事業補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松戸市中心市街地にぎわい創出事業補助金額確定通知書（第5号様式）により、当該補助金の交付を受けた団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市中心市街地にぎわい創出事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。